

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： ケアプランさくら

ケアプランさくら(居宅介護支援事業所) 重要事項説明書 【平成30年1月25日現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0586-85-5674) (月～金曜日 午前9時から午後6時まで)  
 担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 斉藤 雅和  
 ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランさくら
所在地	愛知県一宮市下川田町1-25
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 ( 2372204590 )
サービスを提供する実施地域※	岐阜市、羽島市、岐南町、各務原市、大垣市、本巣市、関市、美濃加茂市、可児市、土岐市、瑞浪市、大野町、北方町、神戸町、養老町、一宮市、稲沢市、江南市、小牧市、犬山市、北名古屋市、あま市、清須市、東郷町、安城市、名古屋市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (兼 介護支援専門員 1名)  
 介護支援専門員 10名 (常勤職員 1名 (管理者と兼務)、非常勤職員 9名)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで  
 (祝日、夏休み、年末年始は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援費)

① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2 1,053 単位      要介護 3・4・5 1,368 単位

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 527 単位      要介護 3・4・5 684 単位

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 316 単位      要介護 3・4・5 410 単位

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 単位

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円

②実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1000円

以上の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

4. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

5. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約書の内容としています。

6. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

【苦情相談窓口】

電話：0586-85-5674 (月～金曜日 午前9時から午後6時まで)

担当：管理者 斉藤 雅和

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

岐阜市福祉部介護保険課 (058-265-4141) 平日 8:45～17:30

各務原市高齢福祉課 (058-383-1111) 平日 8:30～17:15

一宮市福祉部介護保険課 (0586-28-9018) 平日 8:30～17:15

清須市高齢福祉課 (052-400-2911) 平日 8:30～17:15

あま市高齢福祉課 (052-444-3141) 平日 8:30～17:15

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課(058-275-9826) 平日 9:00～17:00

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課(052-971-4165) 平日 9:00～17:00

( - - )

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

8. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社百馬
資本金	1,000,000 円（資本準備金含まず） ※平成 28 年 3 月 1 日現在
社員数	3 名（正社員のみ）
設 立	平成 27 年 11 月 2 日
所在地・電話	愛知県一宮市相生 1 丁目 4 番地 3 2 号 代表取締役 斎藤 雅和                      電話 0586-25-9064
事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 愛知県一宮市相生1丁目4番32号

名称 ケアプランさくら

管理者 斉藤 雅和 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人代筆の場合のみ、代筆理由： )

(代理人)

住所

氏名 印